

長瀬修／東俊裕／川島聡『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院 2008
から「障害者の権利条約」を読む

三村洋明

「障害者権利条約」の障害規定

通常法律や条約関係では言葉の定義をきちんとすることから始めるのですが、権利条約は結局障害規定をきちんとしていません。むしろ定義をしないとして議論を進めています。

「この機会に付言すれば、特別委員会第6回会期の終了後に公表された「議長草案」(2005年10月)の添状において、マッケイ議長は障害と障害者を定義する必要があるか否かについては意見が分かれていると述べていた。その上で、議長はこれらを定義すべきではないとの意向を示した。その理由として議長は、障害と障害者を定義することは困難であることと、これらを定義することにより特定の障害者を意図せずして排除する危険があることを挙げていた。／条約のなかで障害と障害者を定義することに対する危惧や懸念は、さらに別の観点からも指摘されている。たとえばカンターによれば、本条約に「障害の定義」を含めることにより、障害の不利益を根絶する責任を社会に負わせる「障害の社会モデル」を採用している条約の趣旨が潜在的に害されることになる。」(21P)

これはある種賢明な判断で、たぶん議論を始めたら、現在のには収集がつかなくなり、結局権利条約の発効もできなかつたも言えるでしょう？

ですが、障害規定が曖昧なことは、まだ圧倒的多数の人たちがとらわれている、これまでの医学モデル—パターンリズムから結局抜け出せないということしか意味しません。

そして定義をしないという先に引用した意向を出したひとたちの障害に対するイメージがそもそも医学モデルに沿ったところに陥っているとしかとらえられないのです。

「／」(改行)の後の文がまさにこのことを端的に表しています。医学モデルを持ち出して、「障害」を、「肢体」「視覚」「聴覚」「精神」「内部」・・・と出していくイメージで語っているから、こんな「本条約に「障害の定義」を含めることにより、障害の不利益を根絶する責任を社会に負わせる「障害の社会モデル」を採用している条約の趣旨が潜在的に害されることになる。」という論理に陥るのです。「社会モデル」に沿った障害概念で、交通(アクセス)障害、情報障害、コミュニケーション障害、・・・というような概念に切り替えていくことではないかと思えます。

そもそも、「障害者」ということばは国連では米語の **persons with disability** が使われ続けています。一方で英語では **disabled persons** が使われています。で、問題なのは「障害の社会モデル」の立場をとるひとにとってどちらが「社会モデル」に近い語なのかということです。「社会モデル」でいえば、「**society with disability** であって、**persons with disability** ではない」という話になるのではないのでしょうか？ わたしにはそもそも「社会モデル」の発祥の地イギリスの **disabled person** という言葉のほうが「社会モデル」に近いととらえています。なぜ、医学モデルに引きずられた米語の **persons with disability** が使われ続けているのか？ 障害規定をするときには、その議論がまず必要なのだと思って

います。

その未整理なことが、日本においては **with** の訳として「ある」とか「もつ」を使い、「障害をもつ人」「障害のある人」という言葉が「社会モデル」を支持するというひとの間で使われていることにも表れています。

どう考えても「障害をもつ人」「障害のある人」は医学モデルそのものではないかという批判をわたしはしているのですが、未だにこのような表現が使われ続けています。

ところで、権利条約の中にも障害規定のようなことは出て来ます。

それは 23P と 211P に引用されている権利条約「前文(e)」にあります。

「障害[ディスアビリティ]が形成途上にある[徐々に発展している]概念であること、また、障害が機能障害[インペアメント]のある人と態度及び環境の障壁との相互作用であって、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げるものから生ずることを認め、」（ここでは 211P のこの本の編集者訳から引用）

こんなところで **impairment** がでてくるというのは、「社会モデル」の意味を理解していない、結局医学モデルに収束しているとしかいいようがないのです。この文章自体の論考を見ると、どうも WHO の「ICF(国際生活機能分類)」で展開されている内容に通じているようです。その ICF の「序論 5.2 医学モデルと社会モデル」の中で、「ICF はこれらの 2 つの対立するモデルの統合に基づいている」と展開しているのですが、「医学モデルから「社会モデル」への転換はパラダイム転換という内容を持っている」と指摘されていることをどうとらえるのでしょうか？

この二つのモデルはそもそも統合され得るのでしょうか？（これについては最後に再度とりあげます）。

そのような基本的な確認もできない、議論もちゃんとなされない状況の中で作られた権利条約って何なののでしょうか？ この権利条約の柱は、「障害に基づく差別を許さない」ことにあるのですが、障害規定もきちんとなされない中で、「障害に基づく差別」が宙に浮きます。そんな中で条約が有効に働くのでしょうか？

「合理的配慮」とは何か

(イ)「合理的配慮」の原語 **reasonable accommodation** の曖昧さ

この条約のキーとなる言葉は **reasonable accommodation** のようです。この言葉を更に「合理的配慮」と訳し、それを画期的なことだとして使っていこうという動きが「障害者運動」サイドからもでていたのですが、分けが分かりません。

第6章教育の章で権利条約成立過程で議論され条文が変更されていく過程がかなり詳しく書かれています。「・・・「障害のある人に適切な支援を与える」が「障害のある人に対して合理的配慮が行なわれることを確保する」に修正された。後者は、EUが第3回特別委員会以来、提案していたもので、この段階で反映された。IDCは「支援」の提供を求めた議長草案を支持し、「合理的配慮」への修正に反対の立場を取った。「合理的配慮」はこの条文を弱め、教育の場での支援の提供をする義務から締結国を逃れられるための口実を与え

てしまうとしたのである。「合理的配慮」には「負担」との釣り合いが関係するためと考えられる。」(151P) (IDC (国際障害コーカス) は日本障害フォーラムが加入している団体です。)

このあたりは「障害者自立支援法」の議論の中でも、「わたしたちを殺す気か」という「障害者」側の叫びに対して、「持続可能な制度」ということで、法案が通ってきたことに類比できます。そもそも福祉の要求をしていくと「お金がない」ということでごまかされるのですが、イラクへの自衛隊派兵の際、お金があるかどうかなどという議論がされてはいません。そして、今回も株価下落の中で「バラマキ」と言われる予算を捻出しようとしています。そもそもこの国は福祉ということをちゃんと考えていないだけ、そもそも「国とは何か」ということまで含んだ議論も必要となっています。それをなぜ、それをなぜ、「お金がない」とか、「過度の負担をかけないように」とか、「合理的」という言葉でごまかされていくのでしょうか？

そのことはわたしの中では第1章の「こうして採用された「新しい概念」が、本条約を解釈し、実施する際に決定的に重要な意義を有することは言うまでもない。もちろん「新しい概念」だけに、その具体的意味内容には、今後の条約実行を通じて次第に明らかにされる「灰色の部分」が多分に残されてることに留意しなければならない。」(16P)につながっていきます。残されているというより、むしろ意識的に「灰色」として作ったということの方が妥当な表現だと思いますが、・・・。

条約の成立可能性というところで、経済的に貧しくて福祉的なことが進んでいない国のことを考えてこの言葉が、導入されたようです。確かに、福祉的なことがほとんど何もない国において、理念的なことをまず確立しなければならないとも言えますし、そこにおいてともかく、必要だということは理解し得ます。

ですが、実際にこのような条文が日本においてはどのように働いているのでしょうか？

「合理的配慮」との関係で、わたしの中でリンクしたのは「障害者」関係裁判での、国際人権規約の社会権規約を巡る攻防です。国際人権規約は在日外国人無年金裁判で、2条2項の「国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する」という条文を国籍で差別してはならないという内容としてとらえ、訴訟を起こした側が使っていたのですが、国側はその人権規約社会権規約の2条1項の「各締結国は権利の完全な実現を漸進的に達成するために、自国における利用可能な手段を最大限に用いることにより、・・・」とした条文の「漸進的に」を持ち出していました。判決でも立法・行政の裁量権の問題として敗訴判決(国の勝訴判決)を出しています。「漸進的に達成」ということばは、そもそも「福祉の財源がない国」を考慮して入れられたという経緯があるし、国際法でそう解釈されているのですが、日本政府は勝手に解釈して、裁判所は裁量権ということで追認し、敗訴判決を出しています。で、権利条約にもほとんど変わらない条文が入っているのです。4条2項です。この条文と‘合理的配慮’という文言で、権利条約も日本の裁判では国際人権規約と同じ扱われ方をしてしま

う恐れが大きいと、言わざるを得ません。

在日外国人無年金裁判のなかで、弁護士さんか条約が国ごとにいろんな解釈がなされるのなら、条約の意味を成さないということで準備書面を書き、国の姿勢を告発していました。ですが、この権利条約の成立過程でなされている議論を見ていると、むしろ、条約は国ごとの勝手な判断がなしうるように曖昧な表現で作っているものだとしか読み取れないのです（この人権規約の改訂が、どうして成り立つのか、どうしても理解不可能なのですが、・・・）。そういう意味ではまさに条約は使えないものになってしまうのです。確かに理念だけでも突き出す意味がある場合があるのですが、・・・。

この「合理的配慮」というごまかしの言葉が画期的だともちあげるひとがいるのか、わたしにはわからないのです。

(ロ)「合理的配慮」という訳語の問題

さて、**reasonable accommodation** の「合理的配慮」という訳語の問題です。

以前から使われている訳語ではないかと推測しています。しかも、政府訳の中の訳語として。

それをまだ「障害の社会モデル」など出てこない段階で、運動サイドでも使っていたということではないかと思います。ただ、括弧(「 」)をつけて使っているひが多々いるので、違和を感じているけど、公式文書として出ていることとして使っていたのかもしれない。

まず、「配慮」の方が分かりやすいと思いますのでこちらから。

わたしは「障害者」関係裁判にかかわってきたのですが、その中でも特に福祉をめぐる裁判になると最後に憲法論争としていきつくのは「恩恵としての福祉か権利としての福祉か」ということです。もちろん、「障害者」サイドは「権利としての福祉」を突き出していくわけですが。ほとんどこの憲法論争で(むしろその論争の入り口で拒否され)最高裁の判決では負けている現実があります。で、この「配慮」という言葉はまさに「恩恵としての福祉」という流れで出されている言葉ではないかと思うのです。それをなぜ、「権利としての福祉」なり、「人権」ということを突き出しているひとたちがそのまま使っていくのか分からないのです。権利や、義務というところから「配慮」などという言葉がでてくるのでしょうか？ 英語の分からないわたしはつい辞書を引くのですが、**accommodation** を辞書でひくといろんな訳語に並んで、「調整」という言葉があり、「障害者」サイドからするとこれが一番、さしつかえがないのではと思うのです。

で、もうひとつの「合理的」という言葉の方です。「労働」の章に **reasonable** を「妥当な」と訳している語をわざわざ「合理的」に統一したという話がでてきます(182P 注(10))。統一するなら、きちんと議論して「合理的」という言葉のほうを消すべきではないでしょうか？ また ADA 法では **reasonable accommodation** を「必要な配慮」と訳している例も出されています。

この「合理的」という言葉は、明治維新のころに「近代合理主義」の理念とともに、入

ってきた言葉の訳語ではないかと考えたりしています。そして、そもそも近代合理主義批判はいろんなところでなされてきました。そして日本においてはあの60年後半からの教育学園闘争の中で、教育の再編が近代合理主義の理念のなかでなされていると批判していましたし、労働運動において「反合理化闘争」という言葉を突き出して、闘っていた歴史があったのではないのでしょうか？

わたしは反合理化ということの中に、労働運動と「障害者運動」の結びつきがあったのではないかと思います。このあたりは、反合理化と反発達という論理の結びつきを、そこから連帯していく可能性を感じています。

わたしは「社会モデル」を採用していくとき、今起きている事態、格差の拡大の中で、まさに生活自体が保障されない事態が拡大している状況、最後のセフティ・ネットワークとしての生活保護もちゃんと機能していない事態の中で、餓死者も出てくる状況を押さえるとき、障害概念の拡大の中で幅広い反障害運動が今必要なのではないかと考えています。

インクルージョン

この本の中で「教育」の項を担当している長瀬さんが教育をめぐる議論が一番議論になったと書いています。

そして日本政府が最初執拗にインクルーシブ教育ということに反対の姿勢を示していたのに、突然それを受け入れたというような話がでてきます(154P)。これが何を意味するのか、長瀬さんは詳しい分析を書いていないのですが、わたしは日本政府がインクルーシブ教育ということを曲解して「特別支援教育」ということにすり替え、原則分離の体制を維持できると判断したのではないかと思うのです。このあたりは原則分離を維持したところで、「特別支援教育」というところで強力に進めてきている文科省の動きの中で如実になってきています。

もうひとつの権利条約の議論過程における混乱があります。ろう者、盲ろう者、盲人の世界組織が「ろう、盲、盲ろう者のためのインクルーシブ教育に対する声明：教育の選択の論理的根拠」という文書を出しています(145P 163Pに邦訳文一部転載)。かねてから、ろう者はろう学校の必要性ということで、インクルーシブ教育に「自分たちは別」だと「分離教育が必要」ととれる主張をしていたのですが、盲人、盲ろう者も巻き込んだようです。イギリスに本拠をおく、インクルーシブ教育研究センターが反対意見を述べたようですが、この三団体連盟の文書の論理でいくと養護学校といわれていたところも選択権として残すということになり、そもそもインクルーシブ教育の概念自体があいまいになっていきます。誤解のないように書いておきますが、わたしは手話を第一言語にするろう者に手話で教える手話でコミュニケーションをとる学校は必要だと思います。ですが、「ろう者」という言葉自体があいまいになっています。医学モデルでの「聴覚障害者」(小文字の deaf) という意味と、「手話を第一言語にする人」(大文字の Deaf) という意味での使われ方が、ごっちゃになっているようです。手話が音声言語と対等な言語であるという突き出しの中では、手話を第一言語とする学校から聴者を排除する理由はありません。「中途失聴者」や「難聴

者」も含んだ、現行の使われ方の逆の意味でのインクルーシブ教育の必要性もそこにはあります。

そのあたりのことが整理されない中で、インクルーシブ教育の議論が行き詰ったようです。そのような流れの中で、日本政府はインクルーシブ教育という概念を「特別支援」ということに捻じ曲げると、受け入れたのではないかと思うのです。

「障害者の権利条約」は使えるのか？ どう使っていくのか？

今、権利条約を政府に批准させ、使っていこうというところで、あちこちで学習会なり、議論が起きているようなのですが、何かおかしいという思いを抱き続けています。運動の行き詰まりの中で、それをどう突破していくのかということに正面からとりくむのではなく、条約やガイアツを利用しようという動きとしか受け止められないのです。

条約やガイアツを利用しようとするひとは勘違いしているのではないかと思うのです。この本の中にも長瀬さんが書いていますが、昔から、日本政府は自分たちの障害差別的な論理で国際的な条約・宣言などが出されると、その趣旨をねじまげようとしてきたし、自分たちが都合の良いように解釈できる条文を入れ込んできたし、入れ込もうとしてきました（「標準規則」のときに端的に表れています）。そもそもそれが通らない時には批准をしないだろうという事です。そもそもその後の委員会からのガイアツを受けないように、あらゆる条約で選択議定書にも署名していません。

だから、今、日本でも権利条約を差別禁止法につなげようという動きがあるのですが、そもそも差別政策を正面から論破し、突き崩して行く運動を作らないと、そんな法律ができようもないし、できたとしても「絵にかいた餅」になってしまうのではないかと思うのです。

課題は何か？ 原則分離の方針を転換させること（特に教育において）、それから裁量権というところで司法が三権分立で機能していないところを突き崩していく裁判所制度そのものを見直す運動を作っていくこと、「恩恵としての福祉」から「権利としての福祉」ということに転換させること、という3本の柱があるのではないかと思うのです。正面突破する力をどう運動側がつけていくか、そのことなしに、国際的な動きに合わせて、ガイアツを受けて官僚が表面的な繕いのための法「改正」の動きをしているのに合わせてロビー活動している状況ではどうしようもないのではとったりしています（ロビー活動自体は必要だとしても・・・）。

そもそも、障害の定義をなしえない条約で、条約制定の常道として抜け道が多く作られている中で、訳語も何かおかしい、しかも、ガイアツに頼りきり、運動自体が状況を切り開いていく力を失っている中で、一体この条約が活かせるのでしょうか？

条約のそれなりの意義を押さえ批准を求める活動も必要なのだと思います。しかし、この間の「障害者基本法」の制定(改正)やさまざまな法制度の制定・改正で、負け続けている歴史を押さえるなら、きちんと運動の道筋を示すことなしに、また同じ轍を踏んでいるとしか言いようがありません。権利条約からそれを実際に活かすために差別禁止法制定

活動の流れを作ろうという動きが出ていますが、今の状況で差別禁止法など作ればいいのか、実効性のない理想的な法律、しかも機会均等ということに収束し、「障害者」間で分断をもたらす法しか作りえません。

そもそも「機会均等」の理念とは、「わたしたちも競争に参加させよ」という論理であり、差別の基底に競争原理があることを押さえるなら、それは「わたしたちにも差別する権利を与えよ」という、反差別としてきちんと定立しない、闘いえない論理なのです。

わたしはむしろ、この条約がきちんとなしえなかった、障害の定義をきちんとなし、妥協の産物ではない運動の方向性を指し示す運動サイドの「宣言」のようなことが今必要なのだと思います。そして、草の根の運動と結びついた、反差別ということで闘いえる反障害運動のナショナルセンター作りが今必要なのだと思います。

権利条約の学習会、運動をしっかりとやっていかないとこんなもの使えないというところで、読んでいくのなら賛成ですが、使えそうだと思って学習会をしていくことわたしは分かりません。勿論、読んでいるうちに気付くということもあると思いますが・・・。

まとめ・・・障害規定(のパラダイム転換)を成し遂げ、反障害運動を起こして行こう！

この権利条約でも、結局医学モデルから抜け出せていません。わたしはその医学モデルから「社会モデル」を経て関係モデルへのパラダイム転換なしには「障害者運動」は大きな波を作りえないだろうと考えています。

そもそも障害の定義をネグレクトしてなぜ「障害に基づく差別」を論じえるのでしょうか？ 医学モデルへ繰り返し引きずられ、その枠を超え得ないという問題を押さえておきたいと思います。

日常的意識として太陽が東から昇り西に沈むという言い方をします。ですが、太陽が地球の周りを回っているではありません。地球が自転しながら、太陽の周りを回っているというのが今日の「科学」が突き出している地平です。

「太陽が地球の周りを回っている」という考えを天動説といいます。「地球が自転しながら、太陽の周りを回っている」という考えを地動説といいます。その間には、地動説を打ち出したコペルニクスにちなみ、「コペルニクスの転換」といわれる転換が指摘されています。トーマス・クーンというひとが、パラダイム（基本的な考えの枠組み）転換ということ突き出しています。医学モデルから「社会モデル」への転換には、新しいパラダイム転換の内容を持っていると指摘できます。

それと同じように、「障害者が障害を持っている」という医学・生物学モデルといわれる社会通念があるのですが、「障害の社会モデル」はそれを反転させました。まさに、コペルニクスの転換で、「障害とは、社会が「障害者」と規定する人たちに作った障壁である」という規定です。

この「社会モデル」は「障害者運動」担う人たちの間にかなり浸透し、国連においても、一定の承認を得てきています。ところが、「社会モデル」の立場をとるといってひとが、「障害のあるひと」「障害をもつひと」などという言葉を使っている混乱があります。確かに、

「社会モデル」はまだきちんと整理されていません。きちんと議論し、整理されていくと「障害の関係モデル」として突き出されていくことだろうとわたしは押さえています。

「社会モデル」が整理されていない中で、おかしな議論が出てきています。WHOが出した ICF（生活機能分類）は「医学モデルと社会モデルの統合」を謳い、それを「相互モデル」として突き出すひとさえ出てきているのです。

パラダイム転換ということを押さえたら、「医療モデルと社会モデルの統合」や「相互モデル」という突き出し方が可能なのでしょうか？

もし、それが可能だとしたら「天動説と地動説の統合」とかいう話になっていきます。なぜ、パラダイム転換なのかという話が消えてしまうのです。

最後に、「社会モデル」の整理、関係モデルへのパラダイム転換の更なる展開の道筋をわたしなりに示してみます。

それは今障害概念で一般的に使われている英語、**disability** の語の中に懐胎されている、「できない」ことをめぐる論考として進みます。

いったい、どのような「できないこと」が「障害」として「障害者が「障害」をもっているもの」としてあらわれてくるのかということなのです。「できないこと」多々あります。

自給自足に近い生活をしている民でも、生活の糧を交換で得ていました。まして、産業社会において、自分の生きる様々な糧、食べ物さえも自分で作ったり、得ていることは少ない、まさに「できない」ことだらけです。

どうもある種の特定の「できない」が「障害」につながっているようです。それはひとつは「身辺自立」といわれる概念につながっていること、そのことと相即的に「標準的人間像」として描かれていることです。

ICF が「標準的」ということばを列記していることは、まさにできようもない「社会モデルと医療モデルの統合」の失敗を示しているのみならず、まさに ICF が医学モデルそのものでしかないことを端的に示しています。

そもそも、「身辺自立」という概念は「ひとりでできるべきこと」「ひとりでできたほうがいいこと」を示しているのですが、なぜ「ひとりで」などということを考えるのでしょうか？ そして「できるべきこと」「できるにこしたことがないこと」っていったい何なのでしょう？ むしろ、それは「介助をえることによってできること」と示しうるし、むしろそのなかにこそ、「ひとりとひととの関係をどう作っていくのか」、どういう関係性—共同性をつくっていくのかというかけがえのない大切なことを提起していくことが「できること」—可能性がそこにはあるのではないのでしょうか？

日本の「障害者運動」は遅れているとして、条約や国際的なガイアツに頼っていく傾向が繰り返し出てくるのですが（国際的連帯が必要なのはいうまでもありませんが）、「障害者」や不治の病の中にとらわれたひとたちからも、そのような語りがさまざまになされてきたのではなかったのでしょうか？

今一度きちんとした議論の中で、状況を切り開く運動を起こす中で、権利条約をとらえ

返す作業が必要なのだと思います。